

「自立する力」と「共生する姿勢」を身につけた児童生徒の育成

家庭・地域社会から信頼される魅力ある学校づくり

「考える力」「主体性」を伸ばす

学校教育の重点目標

1. 学習習慣の形成

- ①基礎的・基本的学力の定着
- ②個別最適な学びと、協働的な学びの実現を目指した授業改善の推進
- ③学習に前向きな学級・集団づくり
- ④特別支援教育の充実
- ⑤読書活動の推進
- ⑥ICTを活用した学習活動の定着
- ⑦外国語・国際理解教育の充実
- ⑧キャリア教育の推進
- ⑨家庭学習の習慣化
- ⑩プログラミング教育の推進

2. 自他を大切にできる心の育成

- ①正しく前向きな自己決定を促す生徒指導の推進
- ②自己肯定感を高める言葉がけの推進
- ③道徳教育（人権教育）の充実
- ④いじめのない学級・集団づくり
- ⑤SDGs教育の推進
- ⑥長期欠席児童生徒対応の取り組みの強化
- ⑦コミュニケーション能力の育成
- ⑧共に学ぶ体験活動の工夫・充実

3. 健康・安全意識の確立

- ①健康意識・食品選択能力を育てる食育の推進
- ②健康的な生活習慣の定着
- ③運動意欲の高揚と体力の増進
- ④保健・体育授業の工夫・改善
- ⑤災害に備えた学校安全指導体制の充実
- ⑥地域の安全ネットワークの整備・充実
- ⑦児童生徒のメンタルヘルスの強化
- ⑧基本的な感染症対策の徹底

学校における具体的取組

①★年間1回は、算数数学検定を受検するように働きかける。 ※算数・数学検定ドリル（過去問題）の活用 ★相互授業参観を定期的に設定する。 ★授業において、説明・問答・活動を織り込んだ授業を展開する。 ③★県標準学テにおいて、各学年各教科で半数以上の児童生徒が県平均点を上回る。 ★小学校において、教科担任制、交換授業の導入を積極的に行う。 ④★校内委員会を定例化し、個別的教育支援計画、個別の指導計画の作成、活用を図る。（通常の学級含む） ※特別支援教育木更津システムの活用 ⑤★月1冊以上読書する児童生徒を90%以上にする。（読書0の児童生徒をなくす） ★市立図書館を効率的に活用する（電子図書を含む） ⑥★情報化推進チームを組織し、教職員のICT活用指導力の向上を図る。 ★全教職員がICTを活用した授業を行う。 ★ICTを活用した実践例をまなび支援センターHPで共有し、活用する。 ⑦★ALTとのチームティーチングを通して、外国語教育を充実させる。 ★ALTの活用を工夫するとともに外国の子どもと触れ合う国際交流の場を増やすことで、国際理解教育を推進する。 ⑧★（小）6年生の就業密着観察学習を推進する。（中）2年生の職場体験学習を充実させる。 ⑨★家庭学習啓発資料の作成・配付やA1ドリルの活用等、家庭学習の工夫や定着を目指した取り組みを行う。 ⑩★プログラミング学習に関する連携協定を活用し、プログラミング教育の充実を図る。	①★「学校評価木更津システム」を効果的に活用する。 ★生徒指導の機能を活かした学級経営、授業づくりを推進する。 ★生徒指導部会を定例化し、関係機関との連携ネットワークを明確にする。 ③★「考え、議論する道徳」を意識した特別の教科道徳の学習を、年35時間実施する。 ★地域行事に積極的に参加させる。（地域との連携・ボランティア活動等） ★「木更津市いじめ防止対策基本方針」に則した各学校の基本計画を改訂し、いじめ防止、いじめ対応の体制強化を図る。 ★いじめ実態調査を年間3回行う。 ④★学級経営、いじめ防止対策（生徒指導・教育相談・望ましい集団づくり・発達段階による特性）に関する校内研修を行う。 ★児童生徒の自治的活動による「いじめ防止」を推進する。 ⑤★「きさらび地域循環共生圏」に係る内容について学習する機会を設定する。 ★長欠対策部会を組織し、会議を定例化するとともに、長欠児童生徒の実態に応じた有効な支援を講じる。 ⑥★市教育支援教室「あさひ学級・オンラインあさひ学級」を効果的に活用する。 ★SC、心の相談員、SSW等の役割を明確にし、効果的に活用する。 ★市教育相談教室を効果的に活用する。 ⑦★自らテーマを決めて研究できる体制をつくり、研究発表を行う場を設定する。 ⑧	①★（小）3年生以上で年間1回「栽培」→「調理」→「食す」体験学習を実施する。 （中）望ましい食生活に関する指導を、全学級で年間1回行う。 ②★各教科・領域の横断的学習に配慮した食育計画を立案し、実施する。 ★一人一人の生活リズムを把握し、教育相談に活用する。 ③★運動能力証合格率の上昇を目指す。 ★千葉県体力・運動能力調査の結果を分析し、体育授業の工夫・改善を通して、運動意欲の高揚と運動習慣の定着を図る。 ④★保健の授業等で、生活習慣病の予防及びがん教育、薬物乱用防止教育、性に関する教育、性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組の実施に努める。 ★保健指導の充実を目指し、学校保健委員会を年間1回行う。 ⑤★学校安全ガイドラインに基づき、学校安全指導マニュアルの改訂を行い、機能的な学校安全体制を確立する。 ★実践的避難訓練（予告なし）を年間1回実施する。 ★AEDの使用を含め、心肺蘇生法及びアレルギー等、緊急時の対応に関する研修を定期的に行う。 ★道具を含めた学校施設の安全点検を日常化する。 ★児童生徒の安全意識の高揚を図る。特に自転車の乗り方については、交通安全教室を実施するとともに、横断歩道の渡り方や通行の仕方について、指導の強化を図る。 ⑥★登下校の安全確保のための安全パトロール組織の充実を図る。 ⑦★定期教育相談を年間2回以上実施する。 ⑧★年間を通じて適切な換気を継続し、手洗い・咳エチケットの指導を徹底する。
---	--	--

教育委員会の重点施策

A 算数数学検定を年間2回実施 B スクールサポートティーチャー27名を配置 C ALT23名を全小中学校に配置 D 読書相談員を全小中学校に配置 E スクールアクティブサポーター（SAS）の配置 F 特別支援教育支援員の配置 G 英語検定料補助金制度の実施 H ICT支援員の派遣 I プログラミング学習に関する連携協定を生かした活動の推進 J デジタル地球儀を活用した授業改善 K 学習支援員の配置（日本語指導の充実） L 医療的ケア支援事業の推進	A 生徒指導担当者研修会の開催（年2回） B 心の相談員の配置 C 市教育相談教室の実施 D 市教育支援教室「あさひ学級・オンラインあさひ学級」の活用 E 市スクール・ソーシャル・ワーカーの配置・活用 F 木更津市合同生徒会による連携 G アート体験活動の推進 H 「らぶーT」（きさらびゲストティーチャー）の更新および活用の推進 I 長欠目標値、具体的取組の設定 J 学習活動研究発表会の開催	A 市食育推進計画・アクションプランの活用 B 学校安全ガイドラインの活用 C 熱中症ガイドラインの活用 D 部活動ガイドラインの活用 E 防犯ブザー（小1）の配付 F 安心・安全メール（LINE）の配信 G 陸上教室の開催（木更津高専との連携） H 「救急こども安心カード」の活用 I 防災ジュニアハイスchoolの実施 J 子どもの見守りサービスの拡充
--	---	--

☆研修による指導力の確立☆

- ①夏季教職員研修に積極的に参加する
- ②魅力ある校内研修を推進する

☆家庭・地域社会との協働☆

- ①地域の特色にあわせた、学校支援ボランティア活動を推進する。
- ②コミュニティスクールを推進する

☆教職員のチーム力の向上☆

- ①校内組織を見直し、組織の活性化を図る
- ②働き方改革に向けた業務改善を推進する

①学校による自己評価（統一20項目）

学校評価木更津システム

②学校関係者評価 ③結果の公表

家庭、地域社会、学校・行政によるトライアングル子育て運動

令和7年度 学校教育の重点目標及び推進方策

I 学校教育の重点目標

「自立する力」と「共生する姿勢」を 身につけた児童生徒の育成

—— 家庭・地域社会から信頼され、魅力ある学校づくり ——

II 推進方策

1. 基盤となる方策

- (1) 「家庭、地域社会、学校・行政によるトライアングル子育て運動」を更に推進し、「地域に開かれた学校」、「地域に信頼される、魅力ある学校」をつくる。
 - ① 学校支援ボランティア活動推進事業の推進を図る。
 - ・ 校内交流会の定例化と実践発表会の開催方法を工夫する。
 - ・ 担当教職員とボランティアコーディネーターの連携の複線化を図る。
 - ・ 実践発表動画の活用を図る。
 - ② 学校評議員制度推進事業の充実とコミュニティスクールの推進を図る。
 - ・ 学校の教育活動を公開する。
 - ・ 外部評価委員としての活動の充実を図る。
 - ・ 学校評価「木更津システム」の結果に基づき、よりよい学校運営を推進する。
 - ③ 家庭との連携の重要性を認識し、教師と保護者の信頼関係を構築する。
 - ・ H P の充実 ・ 各種たよりの工夫 ・ 家庭訪問、三者面談、オープンスクール等の工夫
 - ④ 学校種間、研究機関、社会教育機関、清和大学、木更津工業高等専門学校、木更津高校、木更津東高校等と連携した取り組みの充実を図る。
- (2) P（計画）・R（調査）・D（実施）・C（評価）・A（改善）のマネジメント・サイクルを柱に、教育施策を推進し、学校教育の活性化に努める。
 - ① 学校評価「木更津システム」に基づいた学校評価及び教育施策評価を行う。
 - ② 人事評価制度を効果的に活用し、教職員の資質力量を高める。
- (3) 教職員の年齢層やニーズに応じた教職員研修を企画運営するとともに、授業改善プログラムを生かし、教職員の資質力量の向上を図る。
 - ① 初任者、ミドルリーダー研修を有効に活用する。
 - ② 夏季教職員研修に積極的に参加し、資質力量の向上のための研さんに努める。
 - ・ 若年教員が主体的に研修できる体制を整備する。
 - ③ オンライン研修を推進する。
- (4) 学校における働き方改革に向けた、業務改善の推進を図る。
 - ① 勤怠管理システムを活用し、教職員の出退勤時刻の管理と、学校行事や業務内容の見直しを行う。
 - ② 「部活動ガイドライン」に沿った、適正な部活動運営を推進する。
 - ③ 学校事務共同実施の推進や、校務支援システムの有効活用を図る。

2. 学習習慣の形成

- (1) 学習指導要領に基づいた教育課程を編成するとともに、カリキュラムマネジメントに努め、効果的な教育諸活動を推進する。
- (2) 「授業改善」、「学習に前向きな学級集団づくり」、「学習評価の充実」のための、校内研究・教職員研修を計画的、継続的に推進する。
 - ① 層別教員の相互授業参観を推進し、校内における授業研究を充実する。
 - ② 小学校において教科担任制・交換授業を積極的に行う。
 - ③ 全国学力・学習状況調査の分析ツールを活用するとともに、県標準学力検査の結果を分析し、課題解決のための具体的取組を実践する。
- (3) 算数数学検定を積極的に活用し、基礎・基本の定着と学習意欲の喚起を図る。

- (4) 「第5次木更津市子ども読書活動推進計画」に基づき、読書活動の一層の充実を図る。
- ①学校図書館蔵書管理システムを活用しながら、読書相談員や学校支援ボランティアと連携し、読み聞かせの充実や学校図書館の整備に努める。
 - ②「読書の日」の有効活用や電子図書サービスの利用等、市立図書館、家庭との連携に努め、読書に対する意欲の喚起を図る。
- (5) 共生社会構築のための特別支援教育の意義を理解し、特別な支援が必要な児童生徒の指導の充実に努める。
- ①保護者との連絡を密にしながら、関係機関との連携に努め、適切な就学支援を行う。
 - ②「特別支援教育木更津システム（第4版）」に基づき、校内の特別支援教育体制の確立を図る。
 - ③児童生徒の実態に応じて個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成し、校内委員会を定例化する。
 - ④スクールサポートティーチャー（SST）および特別支援教育支援員配置校は、特別支援教育に関する実践研究を行い、成果を広める。
- (6) 家庭学習の定着を目指し、AIドリル等を活用した、児童生徒一人一人の学習意欲や学習スタイル等に応じた個別支援の充実を図る。
- (7) 勤労意欲や正しい職業観を育成するためのキャリア教育の充実を図る。
- ①児童生徒の発達段階に応じた学習活動の中で、効果的なキャリア形成を図るために、「キャリアパスポート」を有効に活用する。
 - ②小学校では、第6学年で半日間程度の就業密着観察学習を実施する。
 - ③中学校では、第2学年で3日間程度の職場体験学習を実施する。
- (8) 外国語教育の充実と国際理解教育の推進に努める。
- ①学習指導要領の外国語活動および外国語科に対応した授業づくりの研修を進め、教職員の指導力の向上を図るとともに、外国語指導助手（ALT）を効果的に活用することによって、言語活動を通じた指導を充実させる。
 - ②児童生徒のコミュニケーション能力の向上や異文化理解などの国際理解教育を推進し、グローバル社会に生きる児童生徒の育成に努める。
 - ③中学校3年生を対象にした英語検定3級の検定料補助制度を活用し、英語の学習意欲向上を図る。
- (9) 新しい社会Society 5.0に対応するための、情報教育の推進に努める。
- ①1人1台タブレット等の教育機器の効果的活用を通じ、児童生徒の情報活用能力の育成に努めるとともに、個人情報保護及び情報モラルの高揚（SNSに関する指導含む）に努める。
 - ②教職員の情報活用能力向上にむけた研修の充実に努める。
 - ③校内情報化推進体制の確立を図り、全教職員のICTの活用指導力の向上を図る。
 - ④木更津市におけるプログラミング学習に関する連携協定を生かし、プログラミング教育の充実を図る。

3. 自他を大切に作る心の育成

- (1) 教育活動全体を通じ、人権教育、道徳教育を推進し、児童生徒の人権意識の高揚に努める。
- ①児童生徒の自己肯定感の醸成を目指した適切な場面・適切なタイミング・適切な内容の言葉がけを意図的に行う。
 - ②「考え、議論する道徳」を意識した「特別の教科道徳」の学習を、年間35時間実施する。
 - ③地域の行事や学校支援ボランティア活動等の様子を紹介し、地域の行事に児童生徒が積極的に参加できるようにする。
- (2) 教職員の意識啓発と「いじめの予防」、「いじめが起きた場合の連絡指導体制づくり」を柱とし、いじめのない学校づくりを推進する。
- ①「木更津市いじめ防止対策基本方針」に則し、各学校の実情に応じた「学校いじめ防止対策基本方針」を改訂し、いじめ防止、いじめ対応の体制強化を図る。
 - ②学級経営、いじめ対策に関する校内研修をとおり、教職員・児童生徒・保護者が、「いじめはどこにでも存在する。誰でも加害者、被害者になり得る。」という意識を持つ。
 - ③児童会活動や生徒会活動等、児童生徒の自治的活動による「いじめ防止」を推進する。
 - ④定期的にいじめの実態を把握し、いじめが起きた場合には、迅速かつ組織的な対応ができるような体制を確立する。
- (3) 機能的な生徒指導体制づくりに努め、自己肯定感を高める生徒指導の一層の充実を図る。

- ①生徒指導に関する教職員研修を充実し、生徒指導の機能を生かした学級経営、授業づくりを推進する。
- ②生徒指導部会を定例化し、生徒指導体制を的確に機能させる推進組織とする。
- ③生徒指導上の諸課題に対しては、生徒指導体制の下、全教職員で連携し、組織的に対応する。
- ④児童生徒の自己肯定感を高めるとともに、教職員が児童生徒の人間関係能力を育成するスキルを習得するための研修を推進する。
- (4) **教育相談体制を整備し、長欠、不登校児童生徒の予防的指導を強化するとともに、長欠児童生徒に対して、一人一人の実態に応じた支援を行うことで、長欠、不登校状態の改善・解消に努める。**
 - ①的確な児童生徒理解を推進するため、定期的に教育相談期間を設置するとともに、日常的に教育相談が行われるような教職員の意識啓発に努める。
 - ②長欠児童生徒対策部会を定例化し、長欠、不登校児童生徒に組織的に対応する。
 - ③児童生徒、保護者からの相談窓口を明確にするとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の相談員、市教育相談教室などの学校外の相談機関との連携を図り、教育相談ネットワークを構築する。
 - ④市教育支援教室（あさひ学級・オンラインあさひ学級）を設置し、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援に努める。
- (5) **日常の児童生徒の様子に注意し、虐待が疑われる場合は、児童相談所をはじめとした関係機関と連携し、児童生徒の安全を最優先とした迅速な対応に努める。**

4. 健康・安全意識の確立

- (1) **「食」に関する指導の充実を図り、児童生徒の健康管理能力を高め、健康的な生活習慣の定着を推進する。**
 - ①望ましい食生活に関する指導を、児童生徒の発達段階に応じ、意図的・計画的に行う。
 - ②毎日の給食指導の中で、「食」に関する指導の日常化を図る。
 - ③「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進する。
- (2) **保健体育に関する授業の工夫改善を行い、児童生徒の健康維持、体力向上に努める。**
 - ①運動課題を明確にし、達成感を味わえる授業づくりに心がける。
 - ②保健の授業を計画的に実施するとともに、生活習慣病の予防及びがん教育、薬物乱用防止教育、包括的性教育の実施に努める。
 - ③児童生徒の健康づくりを推進するため、保健室経営の充実と年間計画に基づいた、計画的な保健指導の推進に努める。
 - ④学校保健委員会を定例化し、家庭、地域社会、学校の三者の協力により、組織的に児童生徒の健康づくりを推進する。
- (3) **学校安全指導マニュアルを改訂し、「学校安全ガイドライン」に基づいた機能的な学校安全指導体制を確立し、児童生徒の安全指導の充実を図る。**
 - ①地震・火災・風水害・不審者対応に関する避難訓練（予告なし・引き渡し等）を実施し、児童生徒の安全意識及び危険回避能力を高める。
 - ②遊具を含めた学校施設の安全点検の日常化を図り、学校事故を未然に防止するシステムを確立する。
 - ③エピペンやAEDの使用法を含め、緊急時の対応に関する研修を定期的に行う。
 - ④「救急こども安心カード」を救急隊員等に提供することで、けがやアレルギー症状等の緊急時に、速やかで適切な対応と引き渡しを行う。
 - ⑤中学校では、防災ジュニアハイスクールを活用し、防災意識を高めるとともに、防災対応のスキルを身につける。
 - ⑥「熱中症ガイドライン」に基づいて熱中症の危険について正しく理解し、熱中症指数モニター等の活用により事故防止に努める。
- (4) **地域の安全ネットワークの整備に努め、児童生徒の安全対策の強化を図る。**
 - ①学校支援ボランティア、PTA等と連携し、児童生徒の登下校の安全確保のための安全パトロール組織を構築する。
 - ②学校安全、交通安全等、安全に関する授業や行事等を取り入れ、児童生徒の安全意識の高揚を図る。特に自転車の乗り方については交通安全教室を実施するとともに、横断歩道の渡り方や通行の仕方について、指導の強化を図る。
- (5) **「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に沿って、各学校で適切な活動時間や休養日の設定等の基準に沿った部活動運営に努める。**